

答申第3号「令和8年度新規補助金及び既存の団体補助金の交付
について」の配架について

国分寺市では、「国分寺市補助金等審査会条例」により設置している国分寺市補助金等審査会（以下「審査会」という。）において、市長の諮問に応じて新たに支出しようとする補助金等の審査を受け、答申をいただいています。

また、国分寺市補助金等交付基準の「期限から見た基準」にあるように、補助事業については交付期間を3年以内とし、引き続き補助金が必要な場合は再度、審査会の審査を受け、答申をいただいています。

令和8年8月6日付け諮問第3号により諮問のありました新規補助金及び既存の団体補助金について、審査会で慎重な審査が行われた結果、別紙のとおり答申をいただきました。

記

添付資料

○国分寺市補助金等交付基準

○令和8年度新規補助金及び既存の団体補助金の交付について（答申）

答申第3号

令和8年8月28日

国分寺市長

丸 山 哲 平 様

国分寺市補助金等審査会

会長 大 橋 忠 弘

令和8年度新規補助金及び既存の団体補助金の交付について（答申）

令和8年8月6日付け諮問第3号により諮問のありました新規補助金及び既存の団体補助金について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

令和 8 年度

新規補助金及び団体補助金全件審査結果について

国分寺市補助金等審査会

令和 8 年 8 月 6 日

令和 8 年度 国分寺市新規補助金審査一覧

審査 番号	補助金名称	審査結果
5	こくぶんじ想い団体応援事業補助金	可

令和 8 年度 国分寺市団体補助金全件審査一覧

審査 番号	補助金名称	審査結果	中間審査
6	難病者の言語リハビリ事業補助金	継続	無
7	農業振興事業補助金	継続	無

国分寺市新規補助金審査評価報告書

補助金名称	こくぶんじ想い団体応援事業 補助金	補助金交付 対象	国分寺市市税賦課徴収条例第26条の 8に規定する市民税寄附金税額控除 対象団体・法人
担当課名	広報プロモーション室	事務事業	まちの魅力発信事務事業
補助金額	3,080 千円		

総合評価

審査結果	可
【特記事項】	(特記事項なし)

国分寺市団体補助金全件審査評価報告書

補助金名称	難病者の言語リハビリ事業補助金	補助金申請団体名	国分寺難病の会
担当課名	障害福祉課	事務事業	福祉関係団体の補助金事務事業
補助金額	225,000 千円		

(1)審査基準についての評価

①補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち公益性があること。	総合評点 (配点5)	4.0
【特記事項】		
②一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致していること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
③国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施策に合致しており市の役割分担が明白であること。	総合評点 (配点なし)	
【特記事項】		
④事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的とすること。	総合評点 (配点5)	4.2
【特記事項】		
⑤国分寺市が目指すまちづくりの方向性と合致していること。	総合評点 (配点5)	4.4
【特記事項】		
⑥補助金支出の期限について、補助事業における目的の達成状況や団体の自立状況等を踏まえ、十分な検討がなされていること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
⑦収入や決算における繰越金、その他団体を取り巻く状況等を踏まえ、補助金額が妥当であること。	総合評点 (配点5)	4.2
【特記事項】		

(2)総合評価

審査結果		継続		総合評点合計 (配点30)	24.4
【特記事項】	・利用者数の増加に向け、より効果的な開催形式や周知方法を検討いただきたい。 ・移動困難者への対応として、リモートでの参加実施の検討を願いたい。				
中間審査の必要性		中間審査の時期			
中間審査を行う理由					

国分寺市団体補助金全件審査評価報告書

補助金名称	農業振興事業補助金	補助金申請 団体名	東京むさし農業協同組合
担当課名	経済課	事務事業	農業振興対策事務事業
補助金額	17,300,000 千円		

(1)審査基準についての評価

①補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち 公益性があること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
②一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致していること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
③国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施策に合致しており市の役割分担が明白であること。	総合評点 (配点なし)	
【特記事項】		
④事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的とすること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
⑤国分寺市が目指すまちづくりの方向性と合致していること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
⑥補助金支出の期限について、補助事業における目的の達成状況や団体の自立状況等を踏まえ、十分な検討がなされていること。	総合評点 (配点5)	3.6
【特記事項】		
⑦収入や決算における繰越金、その他団体を取り巻く状況等を踏まえ、補助金額が妥当であること。	総合評点 (配点5)	3.4
【特記事項】		

(2)総合評価

審査結果		継続		総合評点合計 (配点30)	22.2
【特記事項】	(特記事項なし)				
中間審査の必要性		中間審査の時期			
中間審査を行う理由					